

令和8年度中小企業向けインバウンド受入推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下「会長」という。）が実施する令和8年度中小企業向けインバウンド受入推進事業補助金交付要綱（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9条。以下「県規則」という。）を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 会長は、本県のインバウンド受入体制を強化することを目的に、本県の宿泊事業者および観光事業者がインバウンドの回復促進のために行う受入推進事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「宿泊事業者」とは、公益社団法人びわこビジターズビューロー（以下、ビューローという。）または市町観光協会等（別記1）のいずれかに会員として所属し（会員となっており）、滋賀県内で旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所等をいう。

2 この要綱において「観光事業者」とは、ビューローまたは市町観光協会等（別記1）のいずれかに会員として所属し（会員となっており）、県内に事務所または事業所（観光施設等）を有し、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいう。

(1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者であり、既に観光事業を営んでいる者

(2) 公益社団法人、特定非営利活動法人、宗教法人、農事組合法人、社会福祉法人等のうち県内において、収益事業（課税対象事業）を行い、既に観光事業を営んでいる者。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

暴力団、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、事業を営まない法人格のある自治会等

3 この要綱において、「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定される事業者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、原則、宿泊事業者および観光事業者であって、別記2に定める補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

ただし、会長が認める場合はその限りではない。

また、以下に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

(1) 国、滋賀県および市町（共済組合を含む。）が所有、管理または運営する施設は、この補助金の交付の対象としない。（指定管理は除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者（暴力団等）

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(5) 会長が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

（補助対象事業および補助対象経費）

第5条 補助対象事業は、別記2に定める事業とする。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって別記2に定める経費のうち、会長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付するものとする。

3 同一事業により国や県、市町等の他の補助金の交付を受けている事業は、対象外とする。

4 補助対象経費には消費税および地方消費税相当額は含まないものとする。

（補助率および補助金額）

第6条 補助率は別記3に定める率とする。

2 補助金額は補助対象者1者あたり、25万円を上限とする。

3 補助金額は、前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助の期間）

第7条 この補助金の補助対象期間は、別記2の事業については、令和8年4月1日から令和9年2月19日までに実施する事業とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）ならびに同様式で定める書類を添えて、事業に着手する前に会長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第 9 条 会長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助事業として適切と認めるときは第 5 条に規定する補助対象経費のうち、必要かつ適切と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の交付の決定を行う。なお、第 8 条の規定による申請が到達してから交付決定を行うまでの標準的な処理期間は 30 日とする。

（交付申請の取り下げ）

第 10 条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第 11 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更（中止）承認申請書（様式第 2 号）をあらかじめ会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。
- （2）補助事業を中止しようとするとき。

2 会長は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から 30 日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

（実績報告兼交付請求）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 14 日を経過した日、または令和 9 年 3 月 5 日のいずれか早い日までに、実績報告書兼補助金交付請求書（様式第 3 号）を会長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告兼交付請求を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の実績報告書兼補助金交付請求書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、

その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに会長に提出するとともに、これを返還しなければならない。

（検査等）

第13条 会長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告もしくは必要書類の提出を求め、もしくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

（補助金の額の確定）

第14条 会長は、補助事業者から第12条の実績報告兼交付請求を受けた日から、30日以内に補助金の額の確定を行う。

（電子情報処理組織による申請等）

第15条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付申請、第11条の規定に基づく事業変更等の申請および第12条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（補助金の経理）

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分制限）

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した取得価格または効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。ただし、会長が別に定める場合は、この限りでない。

2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、会長は、その収入の全部または一部を補助事業者に納付させることがある。

3 会長は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（補助事業の公表）

第18条 会長は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(その他)

第 19 条 この要綱および県規則に定めるもののほか、補助金の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

(別記1)

市町観光協会等

- ・(公社) びわ湖大津観光協会※
- ・(一社) 草津市観光物産協会
- ・(一社) 栗東市観光協会
- ・守山市観光物産協会
- ・野洲市観光物産協会
- ・(一社) 湖南市観光協会
- ・(一社) 甲賀市観光まちづくり協会
- ・信楽町観光協会
- ・(一社) 近江八幡観光物産協会
- ・(一社) 東近江市観光協会
- ・日野観光協会
- ・竜王町観光協会
- ・(公社) 彦根観光協会
- ・(一社) 愛荘町観光協会
- ・豊郷町観光協会
- ・甲良町観光協会
- ・(一社) 多賀観光協会
- ・(公社) 長浜米原観光協会
- ・(公社) びわ湖高島観光協会
- ・(一社) 近江ツーリズムボード

※ (公社) びわ湖大津観光協会に加盟する以下の地域観光協会についても市町観光協会等と同様に取扱うこととする。【志賀観光協会、葛川観光協会、堅田観光協会、おごと温泉観光協会、坂本観光協会、滋賀観光協会、NPO 浜大津観光協会、膳所まちづくり委員会、瀬田川流域観光協会】

(別記2)

補助対象事業

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|------------------|--|
| ①多言語案内整備 | デザイン費、印刷製本費、写真・動画撮影費、動画編集費、HP改修費、翻訳費 等 |
| ②インバウンド人材育成 | 会場借損料、講師謝金、講師招請旅費、学習教材購入費 等 |
| ③多言語翻訳機器整備 | 翻訳機購入費、スポットWi-Fi整備費（翻訳機の利用に不可欠と事務局が判断する場合のみ対象）等 |
| ④キャッシュレス決済端末導入整備 | キャッシュレス決済端末機購入費、スポットWi-Fi整備費（キャッシュレス決済端末機の利用に不可欠と事務局が判断する場合のみ対象） 等 |
| ⑤免税環境整備 | パスポートリーダー等端末機購入費、免税専用レジ設置費 等 |

上記補助対象経費の他、ビューローが補助対象と認める経費

※上記の①～⑤の組み合わせも可とする。

※複数の事業を合算して申請することも可とする。

※複数の事業を合算して申請する場合であって、事業完了時期の間隔が14日以上生じる時は申請を複数に分割して行う必要がある。

(別記3)

補助率

| | 根拠法 | 補助対象事業 | 補助率 |
|--------|--|---------|-----|
| 中小企業者 | 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定される中小企業者 | 別記2のとおり | 1/2 |
| 小規模事業者 | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定される小規模事業者 | 別記2のとおり | 2/3 |